

[事案 24-51] 契約無効確認・既払保険料返還請求

・平成 25 年 1 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した変額個人年金保険について、募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

銀行窓口で、4～5 年で 200～300 万円儲かると、募集人(銀行員)より、変額個人年金保険を勧誘され、平成 18 年 5 月に一時払保険料 1,000 万円で契約を申込んだが、募集時に、本契約が生命保険であること、元本割れのリスクがあること、契約初期費用 40 万円が差し引かれ 960 万円で運用が開始することの説明がなく、誤認して契約したものであるので、契約を無効とし、払い込んだ保険料を返還してほしい。

なお、募集人が使用したのは契約概要だけであり他の募集資料は、後日受け取った。また、申込書の金融資産・資金性格欄のチェックがなく、資金の性格を確認していない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレット、契約概要、注意喚起情報を使用して、960 万円で運用を開始すること、運用期間中は価格変動があり中途解約時には一時払保険料を下回る場合があることを説明しており、適切な募集を行っている。
- (2) 「保険商品のご提案にあたって」を使って説明しており、募集資料には保険の文言が複数記載されており、申込書には死亡保険金受取人を申立人が記入していることから、生命保険の申込であることに気づかなかったとは考えられない。
- (3) 原資となった定期預金の満期金が使う予定のない資金であること等を聴いたうえで提案しており、申込書のチェック欄は、申立人に交付した後、未記入箇所があることに気づき、保険会社・銀行控にのみ追記してもらったものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①断定的判断の提供による契約取消し(消費者契約法 4 条 1 項 2 号)または不利益事実の不告知による契約取消し(消費者契約法 4 条 2 項)、②錯誤による契約無効(民法 95 条の本文)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 断定的判断の提供及び不利益事実の不告知について

変額個人年金保険の説明は、通常、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則して行われるが、通常と異なった説明がなされたと認めることができる証拠は見当たらず、本件募集人が、同資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。そして、募集時に提示されたパンフレット等の記載から、本契約が生命保険であること、契約初期費用、死亡保障と年金受取総額の最低保証を除いては運用次第で保障に変動があること

は明らかであり、申立人が主張する誤った説明、不十分な説明があったと認めることはできない。よって消費者契約法4条に基づく取消しは認められない。

2. 錯誤について

申立人に要素の錯誤があったとしても、募集資料の内容、および申立人が自署捺印した申込書・告知書・確認書の内容からすると、変額個人年金保険の申込であることが容易にわかり、募集人の説明如何にかかわらず、錯誤に陥ったことについて申立人に重大な過失があった可能性を否定することはできず、申立人から錯誤無効を主張することには疑問があり、申立人の主張を認めることはできない。

3. 和解について

上記のとおり判断するが、本件は、以下の事情に配慮して解決すべきである。

- (1) 本契約の内容説明に要した時間が十分であったか疑問があること、募集人が事情聴取において述べた勧誘状況の説明内容に疑問があること、契約後の行内記録に虚偽の記載があることなどから、募集人の勧誘が適切になされたかについて疑問がないわけではない。

また、契約概要・注意喚起情報についても、使用が省略されており、適切に使用されたと認められないし、金融資産や資金性格の確認がなされたのかについて疑問がある。

そして、申立人が錯誤無効の主張はできないにしても、錯誤に陥ったこと自体は否定できないところであり、こうした問題点がなければ、申立人の錯誤は回避された可能性もあったと考えられることから、本件は和解により解決するのが相当である。

- (2) 申立人は、保険証券が届くと、本契約の内容が意図した内容と異なるとして苦情を申し出、解約請求書を取寄せ、申立契約が元本保証のない商品であることを認識しながら、自らの判断で解約時期を逸したと認めることもできる。